

石狩市掲示板 (あい・ボード) 利用のごあんない



石狩市 広聴・市民生活課
TEL:0133-72-3191

市役所からのお知らせをご覧いただける石狩市掲示板(あい・ボード)は、公共施設や郵便局、大型スーパーなど市内34か所に設置しています。

市役所からのお知らせを優先しますが、スペースに空きがある場合は、市民のみなさんでもご利用いただけます。

1. 内 容

- (1) 営利を目的としない団体または個人(NPO法人、市民活動団体など)からのお知らせ
- (2) 市内に住所のある幼稚園、保育園などの行事の案内
- (3) 石狩市や北海道などの公的機関が共催・後援・協賛している事業の案内
- (4) 市民活動などのメンバー募集のお知らせ

2. 期 間

- 掲示期間は1つのお知らせにつき、**最長で2週間**です。(市民参加手続きに関するものを除く)
- 掲示は、掲示終了週の木曜日の張替時までとします。
- メンバー募集など期限が設定されていないものは、空いている時期に2週間掲示します。

3. 大きさ・色・枚数

- **A4縦**とします。色上質紙を使う場合、**クリーム色は避けてください。**
- 片面印刷をお願いします。
- 用紙の上方をマグネットバーで固定しますので、**上部余白を2cm以上**に設定してください。
- 掲示期限等を記したゴム印を押しますので、**右下に横6cm×縦2cm以上の余白をとって**ください。余白がせまい場合は、文字にかかってしまうことがあります。
- 掲示物は**33部**ご用意ください。

4. 利用にあたっての注意

- 時期によっては混み合いますので、**あらかじめ申込み**をしてください。なお、市役所からのお知らせを優先して掲示しますので、場合によっては掲示されないこともあります。
- 原則、**申込み順**とします。
- 事前に掲載内容を確認させていただきます。掲載内容があい・ボードに相応しくないと判断した場合は、掲示をおことわりしたり、修正をお願いする場合があります。
- できるだけ多くのみなさんに利用していただけるよう、1団体(または個人)あたり1箇所の掲示とさせていただきます。止むを得ない事情により複数にまたがる場合は、他の掲示物の状況との調整の上とさせていただきます。
- 掲示期間が終わりましたら掲示物は処分します。返却はできませんのでご了承ください。

5. その他

- 以下に該当する場合は、掲示をお断りさせていただきます。
 - 営利目的の販売・勧誘、宗教、政治活動を目的とする場合
 - 公の秩序を乱すような内容のもの
 - 広く市民に周知する内容と認められないとき
- 掲示物の管理は、市役所に一任していただきます。

あい・ボード利用Q&A

Q 1 : 受講料をもらうパソコン教室のお知らせを掲示してもらいたいのですが。

A 1 : NPOなど営利を目的としない団体が主催する場合は掲示できますが、営業行為の場合はお断りさせていただきます。また、会場費や資料代などを受講者の方に負担していただく程度の金額であれば記載されていてもかまいませんが、金額の内容として「資料代」、「教材費」など営利目的ではないことを明示してください。

Q 2 : 着付け教室を開催するのですが、受講料はもらわないので掲示してもらえますよね？

A 2 : 無料の講習会だから、何でも掲示できるというものではありません。今回の講習が無料であっても、その後に着物の販売や会員・生徒の勧誘など、最終的に営業行為につながるようなものと認められる場合はお断りさせていただきます。

Q 3 : 開催日の2ヶ月前から掲示してください。

A 3 : できるだけ多くのみなさんに利用していただきたいので、長期間の利用はお断りしています。掲示の期間は最長で2週間とし、開催日や申込締め切り日の2週間前の木曜日から直近の木曜日の張替時までの掲示といたします。

Q 4 : B5の用紙ではダメですか？

A 4 : 送付や掲示の際に作業がしにくいため、A4縦でそろえていただきますようご協力をお願いします。また、A4横版は掲示できません。

Q 5 : 色紙でなければいけませんか？

A 5 : 用紙の大きさ以外、特に制約はありません。お知らせですから人目を引くようにカラー印刷をしたり、色上質紙に印刷されるなど、それぞれに工夫なさってください。なお、市民参加手続に関するお知らせでクリーム色の紙を使用しており、同系色が複数枚掲示されることがありますので、色上質紙を使う場合、クリーム色は避けていただきますようお願いいたします。

Q 6 : 市役所には、いつ持っていけばいいですか？

A 6 : 申込みをいただいたときにもご案内しますが、各掲載場所への発送が毎週木曜日となっていますので、遅くとも掲示開始日の週の月曜日の午後5時までには33部をお持ちください。

申込み・問合せ 石狩市 環境市民部 広聴・市民生活課

Tel 0133-72-3191 / Fax 0133-72-3199 / E-mail seikatsu@city.ishikari.hokkaido.jp